

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CFO 小峰 衛
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長兼CFO 小峰 衛
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長兼CFO 小峰 衛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（株式） その他の者に対する割当 390,014,000円 （第9回新株予約権証券） その他の者に対する割当 8,751,459円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 565,960,459円 （注） 新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年3月26日に有価証券報告書（第51期）、臨時報告書を東北財務局長に提出いたしました。これに伴い、2026年3月13日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたため、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出
3. 資本金の増減について
4. 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期、提出日2025年3月27日）及び半期報告書（第51期 半期、提出日2025年8月8日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加事項はありません。

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期、提出日2026年3月26日）（以下「有価証券報告書」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月26日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、追加事項はありません。

2．臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第50期有価証券報告書の提出日（2025年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

（2025年3月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年3月26日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、渡邊敏行、小峰衛、星彰治、久保田徹、王馳及び本郷邦夫の6氏を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

取締役として、浦勇和也及び菊池紀子の両氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
渡邊 敏行	286,884	1,322	-	（注）	可決（99.54％）
小峰 衛	286,767	1,439	-	（注）	可決（99.50％）
星 彰治	286,762	1,444	-	（注）	可決（99.50％）
久保田 徹	286,864	1,342	-	（注）	可決（99.53％）
王 馳	286,838	1,368	-	（注）	可決（99.53％）
本郷 邦夫	286,740	1,466	-	（注）	可決（99.49％）
第2号議案					
浦勇 和也	286,753	1,678	-	（注）	可決（99.42％）
菊池 紀子	287,225	1,206	-	（注）	可決（99.58％）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

(2025年12月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年12月5日開催の取締役会において、2025年12月15日を効力発生日（予定）として、当社のペロプスカイト太陽電池事業（以下「本事業」）に関する権利義務について、新設分割（以下「本新設分割」）により、新たに設立するKURAMOTOペロプスカイト株式会社（以下「新設会社」）に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新設分割の目的

当社は、本事業につきまして、当初計画していた資金調達が完了せず、ペロプスカイト太陽電池の量産に必要な設備導入及び電気設備等のインフラ設備の改修工事が未了であることから、量産開始時期が見通せない状態が続いておりました。

そこで、本事業を迅速に立ち上げるべく、会社分割により本事業を子会社に移管し、ペロプスカイト太陽電池事業に対して投資意向のある他企業との資本提携により、本事業に必要な資金を当該子会社にて調達するために、本事業を会社分割（簡易新設分割）により新設会社に承継させることを決定いたしました。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とした、本新設分割により設立される新設会社を承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の100％子会社となる予定です。なお、新設会社による子会社の設立後に、当該子会社が第三者割当増資等により本事業に必要な資金を調達する予定ですが、資金調達の調達時期、金額、割当先等は未定です。また、第三者割当増資後の持ち株比率につきましては、当社が過半数を維持する予定です。

新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式86,392株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

その他新設分割計画の内容

新設分割計画承認取締役会決議日：2025年12月5日

会社分割予定日（効力発生日）：2025年12月15日（予定）

本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	KURAMOTOペロブスカイト株式会社
本店の所在地	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1-1
代表者の氏名	代表取締役社長 渡邊 敏行
資本金の額	10百万円
純資産の額（ ）	863百万円
総資産の額（ ）	863百万円
事業の内容	1. ペロブスカイト太陽電池の設計、開発、製造、輸出入、その販売、賃貸及びコンサルティング業 2. 再生可能エネルギーに関わる施設、蓄電池、その他関連設備の開発、製造、販売及び設置 3. 前各号に関連又は付帯する一切の業務

実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

（以下、新設分割計画書の写し）

新設分割計画書

株式会社倉元製作所（以下「甲」という。）は、ペロブスカイト太陽電池事業を、新設するKURAMOTOペロブスカイト株式会社（以下「乙」という。）に承継させることに関し、以下のとおり計画する。

第1条 乙の本店所在地、商号、目的、発行可能株式総数、その他乙の定款で定める事項は、別紙1定款写しのとおりとする。

第2条 乙は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、本件分割に際して普通株式8万6392株を発行し、これをすべて甲に交付する。

第3条 乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金1000万円

2. 上記以外の資本準備金その他の額

会社計算規則第49条の規定に従い、甲が定める。

第4条 乙は、本件分割により、別紙2承継権利義務明細書記載の甲のペロブスカイト太陽電池事業を甲より承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。なお、甲は、乙が承継する全債務につき、併存的債務引受をする。

第5条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役 渡邊 敏行

設立時取締役 久保田 徹

設立時取締役 小峰 衛

設立時監査役 浦勇 和也

第6条 乙の設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 渡邊 敏行

第7条 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

第8条 本件分割は、2025年12月15日までに必要な手続を終了させ、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。ただし、手続の進行上必要のある場合は、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第9条 甲は、分割期日までに、本計画の承認及び新設分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第10条 分割期日までに天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会決議により、分割条件を変更し、又は本計画を中止することができる。

第11条 本計画は、第9条に定める甲の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第12条 本計画に定めるもののほか、新設分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲の取締役会がこれを定める。

2025年12月5日

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

株式会社倉元製作所

代表取締役 渡邊 敏行

別紙1

定款

第1章 総則（商号）

（商号）

第1条 当社は、KURAMOTOペロブスカイト株式会社（英文では、KURAMOTO PEROVSKITE INC.）と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ペロブスカイト太陽電池の設計、開発、製造、輸出入、その販売、賃貸及びコンサルティング業
2. 再生可能エネルギーに関わる施設、蓄電池、その他関連設備の開発、製造、販売及び設置
3. 前各号に関連又は付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を宮城県栗原市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（株券の発行に関する定め）

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（発行可能株式総数）

第7条 当会社の発行可能株式総数は、100万株とする。

（株式の譲渡制限）

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

2 前項の場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

（招集時期）

第10条 当会社の定時株主総会は、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

（招集者及び議長）

第11条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役会長及び取締役社長いずれも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第13条 株主は、当会社の議決権の有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第15条 当会社の取締役は3名以上とする。

（取締役の選任）

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第17条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集及び議長）

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長及び取締役社長いずれも欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第22条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役

（監査役の数）

第27条 当社の監査役は1名以上とする。

（監査役の選任）

第28条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

（監査役の任期）

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（報酬等）

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（監査役の責任免除）

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計算（事業年度）

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第33条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

（除斥期間）

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。

第7章 附則（最初の事業年度）

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2025年12月31日までとする。

（法令の準拠）

第36条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 2

承継権利義務明細書

1. 資産及び負債他

KURAMOTOペロブスカイト株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）は、株式会社倉元製作所（以下「当会社」という。）より、ペロブスカイト太陽電池事業（以下「本件事業」という。）に属する資産及びこれに付随する権利及び義務を承継するものとし、その明細は、以下の通りとする。なお、対象資産は、分割期日（2025年12月15日）の貸借対照表価格により新設分割設立株式会社に承継する。

(1) 資産

ペロブスカイト太陽電池に関する承継資産明細

設備明細	金額（簿価）
自動製造ライン	716,761,561円
空調設備	19,397,949円
純水装置	46,253,044円
コンプレッサー、フィルターユニット	33,300,000円
花泉5号棟電気設備	37,362,848円
設備搬入設置費	10,173,348円
卓上型ドラフトチャンバー	678,000円
承継資産合計	863,926,750円
承継負債合計	0円

(2) 負債

承継しない。

(3) 承継する契約上の地位

本件事業に関する設備機器（取得原価に算入すべき付随費用及び工場付帯設備を含む。）の購入契約及び取引契約に関する契約上の地位。

(4) その他

本件事業に関する一切の知的財産権（申請する権利を含む。）及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。

2. 労働契約上の権利義務

本件事業に関する労働契約上の権利義務は承継しない。

以上

(2026年3月10日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2026年2月16日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名（生年月日）	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
星 彰治 (1972年12月12日生)	代表取締役CEO	取締役	2026年3月26日	0株
小峰 衛 (1961年10月2日生)	代表取締役社長兼CFO	取締役	2026年3月26日	0株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名（生年月日）	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
渡邊 敏行 (1971年1月29日生)	取締役	代表取締役社長	2026年3月26日	1,574,000株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
星 彰治	2001年5月 那須マテリアル(株)取締役 2003年6月 当社取締役 2003年10月 マルホ建設(株)取締役（現任） 2004年9月 (株)日商取締役 2007年9月 秋田マテリアル(株)取締役（現任） 2016年11月 無邪気理事（現任） 2019年11月 (株)プレテックエンジニアリングエスエフ代表取締役（現任） 2021年3月 当社取締役（現任） 2024年4月 AKIMATE holdings(株)取締役（現任） 2025年2月 (株)日商代表取締役（現任） 2026年3月 当社代表取締役CEO（就任予定）

氏名	略歴
小峰 衛	1984年4月 (株)矢野経済研究所入社 1994年1月 (株)ディー・ブレイン（現(株)ディー・ブレイン・コンサルティング）入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券(株)（現日本クラウド証券(株)）監査役 1999年3月 ディー・ブレイン証券(株)（同）取締役 2000年4月 (株)ディー・ブレイン（現(株)ディー・ブレイン・コンサルティング） 代表取締役 2012年8月 インターバルテクノロジー(株)代表取締役（現任） 2012年9月 (株)永輝商事監査役 2013年6月 (株)永輝商事取締役 2014年10月 (株)エイケイ・コンサルティング設立代表取締役（現任） 2014年6月 (株)大湘技研（現(株)DG Technologies）代表取締役 2020年4月 当社取締役（現任） 2026年3月 当社代表取締役社長兼CFO（就任予定）

以上

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第51期有価証券報告書の提出日（2026年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月26日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

（2026年3月26日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2026年3月26日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

繰越利益剰余金は3,046,443,526円の欠損のため、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金3,046,443,526円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

1. 剰余金処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,046,443,526円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,046,443,526円

(3) 増加後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金 528,428,496円

繰越利益剰余金 0円

2. 日程

(1) 取締役会決議日 2026年2月16日

(2) 株主総会決議日 2026年3月26日

(3) 効力発生日 2026年3月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、星彰治、小峰衛、渡邊敏行、王馳、江幡誠及び本郷邦夫の6氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	230,337	4,364	-	(注) 1	可決（98.14％）
第2号議案					
星 彰治	231,927	4,647	-	(注) 1	可決（98.04％）
小峰 衛	231,938	4,636	-	(注) 1	可決（98.04％）
渡邊 敏行	231,448	5,126	-	(注) 1	可決（97.83％）
王 馳	231,890	4,684	-	(注) 1	可決（98.02％）
江幡 誠	231,473	5,101	-	(注) 1	可決（97.84％）
本郷 邦夫	231,882	4,692	-	(注) 1	可決（98.02％）

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成割合の計算方法は、事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

(訂正前)

3. 資本金の増減について

有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
2025年8月8日～ 2026年3月13日	19,458	154,111	19,458	74,111

(注) 上記の増減額は、新株予約権の行使による変動です。

(訂正後)

全文削除

(訂正前)

4. 最近の業績の概要について

第51期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の業績の概要

2025年2月16日開催の取締役会で承認され、同日に公表した第51期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	639,931	97,124
受取手形及び売掛金	466,483	151,779
商品及び製品	15,148	61,603
仕掛品	51,480	49,733
原材料及び貯蔵品	92,348	90,381
短期貸付金	-	30,000
その他	92,702	64,137
流動資産合計	1,358,094	544,759
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,855,268	7,857,673
減価償却累計額	7,601,679	7,628,803
建物及び構築物（純額）	253,589	228,869
機械装置及び運搬具	6,836,369	6,843,699
減価償却累計額	6,787,640	6,799,562
機械装置及び運搬具（純額）	48,728	44,137
土地	534,630	534,630
建設仮勘定	494,242	71,068
その他	1,011,785	1,294,053
減価償却累計額	999,861	1,007,739
その他（純額）	11,923	286,314
有形固定資産合計	1,343,114	1,165,019
無形固定資産		
のれん	1,920,869	-
その他	18,839	88,726
無形固定資産合計	1,939,709	88,726
投資その他の資産		
投資有価証券	1,371	2,275
繰延税金資産	1,309	6,977
その他	33,445	35,378
貸倒引当金	21,833	21,833
投資その他の資産合計	14,293	22,798
固定資産合計	3,297,117	1,276,545
資産合計	4,655,211	1,821,304
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	73,431	52,732
短期借入金	203,354	253,000
1年内返済予定の長期借入金	155,500	173,550
未払金	94,968	93,055
未払法人税等	15,733	43,154
災害損失引当金	710	710
その他	139,140	117,587
流動負債合計	682,838	733,790
固定負債		
長期借入金	164,872	233,298
繰延税金負債	311	617
退職給付に係る負債	2,593	2,468
訴訟損失引当金	-	71,009
その他	61,868	47,191
固定負債合計	229,646	354,583
負債合計	912,484	1,088,374

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,663	134,652
資本剰余金	3,588,535	3,629,524
利益剰余金	31,126	3,053,394
自己株式	0	4
株主資本合計	3,713,325	710,778
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	608	1,205
その他の包括利益累計額合計	608	1,205
新株予約権	28,793	20,946
純資産合計	3,742,726	732,930
負債純資産合計	4,655,211	1,821,304

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,567,862	2,010,798
売上原価	1,143,610	1,438,512
売上総利益	424,251	572,286
販売費及び一般管理費	328,873	1,996,799
営業利益又は営業損失()	95,378	1,424,512
営業外収益		
受取利息	6	1,176
受取配当金	43	63
業務受託料	-	11,593
その他	4,787	14,198
営業外収益合計	4,837	27,031
営業外費用		
支払利息	13,272	13,822
支払手数料	37,370	11,508
遊休固定資産費用	-	41,867
その他	19,297	11,206
営業外費用合計	69,940	78,403
経常利益又は経常損失()	30,275	1,475,884
特別利益		
固定資産売却益	14,527	-
災害損失引当金戻入額	5,750	-
新株予約権戻入益	200	-
特別利益合計	20,477	-
特別損失		
固定資産除却損	1,513	-
減損損失	-	1,511,332
訴訟損失引当金繰入額	-	71,009
特別損失合計	1,513	1,582,341
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	49,240	3,058,226
法人税、住民税及び事業税	19,423	31,963
法人税等調整額	1,309	5,668
法人税等合計	18,113	26,294
当期純利益又は当期純損失()	31,126	3,084,521
親会社株主に帰属する当期純利益	31,126	3,084,521

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	31,126	3,084,521
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	212	597
その他の包括利益合計	212	597
包括利益	31,339	3,083,923
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	31,339	3,083,923

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	80,000	661,935	545,488	104	196,342
当期変動額					
新株の発行	710,689	710,689			1,421,378
資本金から剰余金への振替	697,026	697,026			-
欠損填補		545,488	545,488		-
自己株式の処分		33,623		104	33,728
株式交換による増加		1,950,748			1,950,748
会社分割による増加		80,000			80,000
親会社株主に帰属する当期純利益			31,126		31,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	13,663	2,926,599	576,614	104	3,516,982
当期末残高	93,663	3,588,535	31,126	0	3,713,325

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	395	395	743	197,481
当期変動額				
新株の発行				1,421,378
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
自己株式の処分				33,728
株式交換による増加				1,950,748
会社分割による増加				80,000
親会社株主に帰属する当期純利益				31,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	212	212	28,050	28,262
当期変動額合計	212	212	28,050	3,545,245
当期末残高	608	608	28,793	3,742,726

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	93,663	3,588,535	31,126	0	3,713,325
当期変動額					
新株の発行	40,989	40,989			81,978
自己株式の取得				4	4
親会社株主に帰属する当期純利益			3,084,521		3,084,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	40,989	40,989	3,084,521	4	3,002,546
当期末残高	134,652	3,629,524	3,053,394	4	710,778

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	608	608	28,793	3,742,726
当期変動額				
新株の発行				81,978
自己株式の取得				4
親会社株主に帰属する当期純利益				3,084,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	597	597	7,847	7,249
当期変動額合計	597	597	7,847	3,009,796
当期末残高	1,205	1,205	20,946	732,930

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	49,240	3,058,226
減価償却費	55,715	52,084
減損損失	-	1,511,332
のれん償却額	66,812	397,536
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	-	71,009
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	101	125
賞与引当金の増減額(は減少)	-	6,192
受取利息及び受取配当金	50	1,239
支払利息	13,272	13,844
為替差損益(は益)	0	10
固定資産売却益	14,527	-
固定資産除却損	1,513	-
災害損失引当金の増減額(は減少)	5,750	-
新株予約権戻入益	200	-
売上債権の増減額(は増加)	208,079	314,703
棚卸資産の増減額(は増加)	76,721	42,740
その他の資産の増減額(は増加)	71,670	505,328
仕入債務の増減額(は減少)	43,938	20,698
その他の負債の増減額(は減少)	117,433	49,197
その他	-	4,520
小計	351,918	197,270
利息及び配当金の受取額	50	1,239
利息の支払額	15,571	13,124
和解金の支払額	1,200	1,200
法人税等の支払額	4,726	15,577
法人税等の還付額	6	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	373,359	225,925
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	464,050	347,942
有形固定資産の売却による収入	17,256	-
無形固定資産の取得による支出	1,499	73,403
投資有価証券の取得による支出	0	0
貸付けによる支出	-	30,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	14,570	-
その他	-	93
投資活動によるキャッシュ・フロー	433,723	451,252
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	203,354	482,559
短期借入金の返済による支出	-	432,913
長期借入れによる収入	-	250,000
長期借入金の返済による支出	326,814	168,044
リース債務の返済による支出	24,494	11,209
株式の発行による収入	1,394,052	-
自己株式の処分による収入	33,156	-
新株予約権の発行による収入	116,126	14,124
その他	-	135
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,395,380	134,381
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	10
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	588,298	542,807
現金及び現金同等物の期首残高	51,633	639,931
現金及び現金同等物の期末残高	639,931	97,124

（５）連結財務諸表に関する注記事項（継続企業の前提に関する注記）

当社グループでは、2020年12月期に支援者からのご支援を受け、債務超過を解消し、現在に至るまで経営再建に取り組んでおりますが、当初の再建計画通りには業績回復は進んでおらず、前連結会計年度においては、営業利益95百万円、経常利益30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益31百万円を計上しました。当連結会計年度においては、営業損失1,424百万円、経常損失1,475百万円、親会社株主に帰属する当期純損失3,084百万円を計上しており、また、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付くまで引き続き事業再生計画の実施途上にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消し、収益構造の改善を推進するため、以下の諸施策を実施しております。

1．財務基盤の改善

当社グループは、新規事業の立ち上げに伴い、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた新たな資金需要が発生しており、新たな資金調達の検討、財務基盤の改善を進めております。2025年3月31日開催の当社取締役会にて決議いたしました第三者割当による第5回～第8回新株予約権に関し、一連の新株予約権について2025年4月18日に払込みが完了いたしました。当社グループは、これらの対応により、財務基盤の更なる改善に取り組んでまいります。

2．事業上の改善(1) 売上高の改善

営業力の強化、新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

(2) 収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件（切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入他）の収益化、原価低減・電力費削減などの全社コスト削減を実施してまいります。

(3) 企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

しかし、これらの諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

〔セグメント情報〕

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別に事業部を置き、各事業部は、取扱製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、製品・サービスの内容等が類似しているセグメントを集約し、「基板事業」、「半導体加工事業」、「不動産賃貸事業」及び「業務用支援ロボット事業」の4つを報告セグメントとしております。

「基板事業」は液晶ガラス基板及び成膜ガラス基板等を加工販売しております。「半導体加工事業」は半導体製造装置関連部品を加工販売しております。「不動産賃貸事業」は不動産の賃貸をしております。「業務用支援ロボット事業」はAIを活用した全自動の業務用お掃除ロボットを販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額（注） 1、2、3	連結財務諸表 計上額
	基板事業	半導体加工 事業	不動産賃貸 事業	業務用支援 ロボット事 業	計		
売上高							
外部顧客への売上 高	733,727	342,122	101,421	390,590	1,567,862	-	1,567,862
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-	-	-
計	733,727	342,122	101,421	390,590	1,567,862	-	1,567,862
セグメント利益	308,011	22,020	67,326	64,387	461,746	366,367	95,378
セグメント資産	960,588	230,146	96,055	2,285,827	3,572,616	1,082,594	4,655,211
その他の項目							
減価償却費	23,475	14,124	9,902	5,081	52,583	3,131	55,715
のれん償却額	-	1,668	-	65,143	66,812	-	66,812
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	546	3,792	3,900	16,386	24,625	479,355	503,980

（注）1. セグメント利益の調整額 366,367千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額1,082,594千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額479,355千円は、各報告セグメントに配分していない新規事業であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額(注) 2、3、4	連結財務諸 表計上額
	基板事業	半導体加工 事業	不動産賃 貸事業	業務用支 援ロボット 事業	計			
売上高								
外部顧客への 売上高	606,492	231,255	94,371	1,017,196	1,949,316	61,481	-	2,010,798
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	7,425	7,425	-	7,425	-
計	606,492	231,255	94,371	1,024,622	1,956,741	61,481	7,425	2,010,798
セグメント利益	57,874	15,729	73,026	24,166	91,004	24,502	1,540,019	1,424,512
セグメント資産	798,096	170,818	91,469	604,727	1,665,111	3,723	152,469	1,821,304
その他の項目								
減価償却費	12,976	14,711	10,212	5,739	43,640	-	4,170	47,810
のれん償却額	-	6,673	-	390,863	397,536	-	-	397,536
減損損失	-	25,024	-	1,486,308	1,511,332	-	-	1,511,332
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	5,150	4,795	769	357,796	368,511	-	35,152	403,664

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、派遣事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,540,019千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額152,469千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額35,152千円は、各報告セグメントに配分していない新規事業であります。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

[関連情報]

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社サンエー化研	389,903	業務用支援ロボット事業
TOPPAN株式会社	316,797	基板事業

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社サンエー化研	533,434	業務用支援ロボット事業
株式会社ヨシノトレーディング	387,907	業務用支援ロボット事業
シャープ株式会社	363,712	基板事業

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計		
減損損失	-	25,024	-	1,486,308	1,511,332	-	1,511,332

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					全社・消去	連結財務諸表計上額
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計		
当期末残高	-	31,697	-	1,889,172	1,920,869	-	1,920,869

（注） のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					全社・消去	連結財務諸表計上額
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計		
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

（注） のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	77円87銭	14円83銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	0円83銭	64円29銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	0円79銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	3,742,726	732,930
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	28,793	20,946
（うち新株予約権（千円））	(28,793)	(20,946)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	3,713,933	711,983
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	47,692,572	47,998,543

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	31,126	3,084,521
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	31,126	3,084,521
期中平均株式数(株)	37,431,277	47,979,961
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,736,698	1,166,417
(うち新株予約権(株))	(1,736,698)	(1,166,417)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権の個数 188,700個(普通株式188,700株)	第5回新株予約権の個数 23,341個 (普通株式2,334,100株) 第6回新株予約権の個数 19,099個 (普通株式1,909,900株) 第7回新株予約権の個数 16,161個 (普通株式1,616,100株) 第8回新株予約権の個数 14,004個 (普通株式1,400,400株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(訂正後)

全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月27日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月31日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年5月8日 東北財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第51期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月8日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年8月29日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2026年3月10日 東北財務局長に提出

(後略)

(訂正後)

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月26日 東北財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月26日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、当連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。また、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年3月13日開催の取締役会において、第三者割当による株式発行及び第三者割当による第9回新株予約権発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【連結損益計算書】及びその注記事項 5 減損損失の内訳に記載のとおり、会社グループでは、当連結会計年度において、のれんの評価に関連して、1,511百万円の減損損失を計上した結果、重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。のれんの評価は、会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とするものである上、のれん残高が多額に計上されていたことから、減損損失が生じる場合、業績への影響も大きい状況であった。このため、のれんの評価は、監査上、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制の検討の上、主に以下対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の状況や今後の見通し、のれんの評価について経営者に質問した。 ・買収時の計画とその後の実績を比較し、経営者の減損の判定、減損処理の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社倉元製作所の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社倉元製作所が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	茂木 秀俊
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山中 康之
業務執行社員		

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業計年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上した。また、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年3月13日開催の取締役会において、第三者割当による株式発行及び第三者割当による第9回新株予約権発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度に、関係会社株式評価損を2,722百万円計上するなどした結果、重要な当期純損失を計上した。関係会社株式の評価は、会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とするものである上、関係会社株式残高が多額に計上されていたことから、評価損が生じる場合、業績への影響も大きい状況であった。このため、関係会社株式の評価は、監査上、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価について経営者に質問を実施し、経営者評価の合理性を検討した。 ・関係会社各社の財務情報の信頼性を検討の上、経営者による関係会社株式の評価が正しく実施されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。